

ミロク会計人会連合会 九州ミロク会計人会



ミロク会計人会連合会
九州ミロク会計人会
大久保 昌逸

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は、当会の活動に対しまして多大なご協力・ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

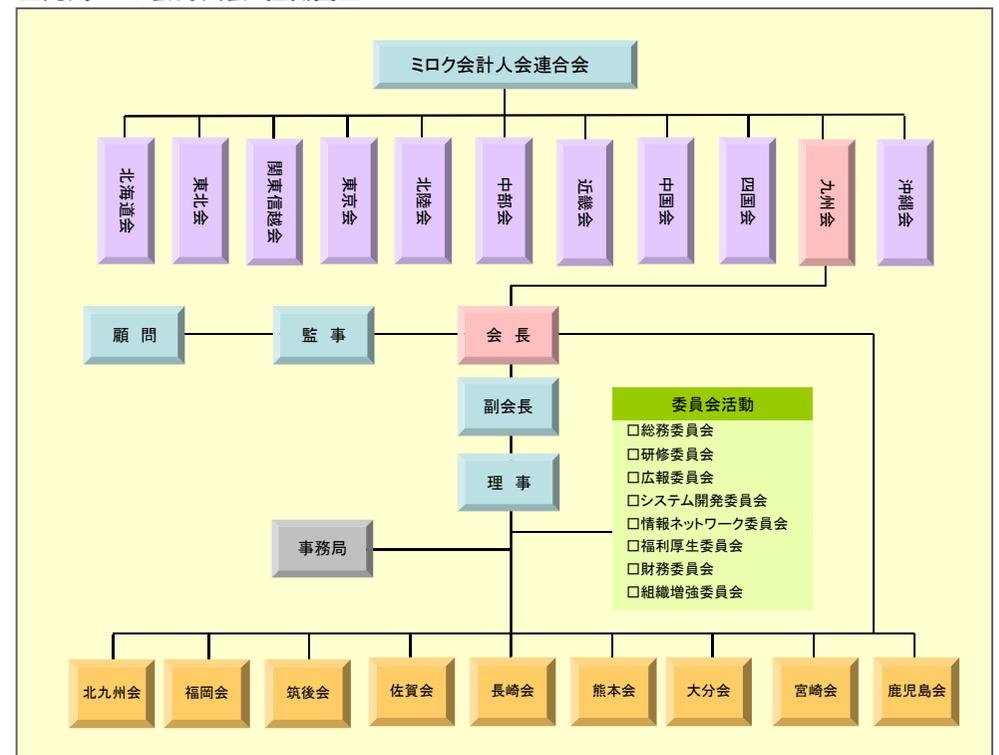
さて、私ども九州ミロク会計会は、会員の研修・懇親を目的として、(株)ミロク情報サービス(以下「MJS」)のソフトウェアを利用している九州各地(沖縄県を除く)に所在する会計人の集まりです。近年の会計事務所を取り巻く様々な環境の変化を踏まえ、会員への情報提供を目的とする各種研修活動並びに会員相互の交流による人的ネットワークの重要性を強く感じております。そこで九州ミロク会計会では、会員の研修・懇親に留まらず、会員事務所の職員の皆様にも研修・レクリエーションの機会を提供しております。具体的には、九州ミロク会計会は現在約570名の会員で、9地区会(北九州・福岡・筑後・熊本・佐賀・長崎・大分・宮崎・鹿児島)と8委員会(総務・研修・広報・システム開発・福利厚生・財務・組織増強・情報ネットワーク)とで構成されており、おもな活動としては、研修(税理士会認定研修を含む)・ミロク会計会連合会全国大会への参加・機関紙「九州の風」の発行・ホームページの運営・MJSへのシステム改善提言・新システム提言・会計事務所における有効なIT機器活用の研究・電子申告の推進・会員及び会員事務所職員参加のレクリエーション(ゴルフ・ボウリング・バスハイク等々)などを行っております。

当会は設立以来、諸先輩のご尽力により、和を尊び、会員相互の研鑽・融和の会として活動してまいりました。諸先輩方が築いてこられた会の良さを踏襲しつつ、今後尚一層、先生方に入会してよかったと言って頂ける会にすべく、鋭意努力してまいります。

何卒、趣旨をご理解いただき、改めて当会へのご入会をお誘い申し上げます。

敬具

九州ミロク会計人会・組織図



九州ミロク会計人会(本会)と地区会の基本的な活動

- 九州ミロク会計人会**
1. 定期総会の開催
 2. 役員会・委員会の開催
 3. 税理士会認定研修会の開催
 4. 懇親ゴルフ大会の開催
 5. システム意見要望の収集と報告
 6. 連合会委員会活動
- ◎今後の活動強化ポイント
- ・本会研修会の企画
税理士会認定研修および認定外研修を九州各地区で開催 (年50回予定)
 - ・会計会の活性化推進
 - ・会員向け広報 広報紙の発行、研修案内

- 地区会**
1. 事務所職員スキルアップの為の研修
・システム研修、運用研修
・会員講師による各種研修
・シリーズもの研修
 2. 会員相互の情報交換、親睦の開催
・会員交流会の開催
 3. 会員及び会員事務所職員向けのMJS・税経システム研究所講師による研修会開催
- ◎今後の活動強化ポイント
- ・職員育成を主体とした研修会活動
実務研修、システム運用研修
 - ・税理士認定研修の開催
 - ・会員事務所相互の情報交換会、交流会の開催

会員5大特典

1. 研修会・受講料の会員と会員事務所職員の受講料割引サービス
2. 連合会・委員会成果物のダウンロードサービス
3. 情報交換・人的ネットワーク構築の場の提供
4. MJSへのシステム要望・意見の収集と改善活動
5. 職員レベルアップ研修の提供

年会費

◆年会費につきましては、単位会事務局にお問い合わせ下さいますよう、お願い申し上げます。



【 会 則 】

第1章 総 則

- (総 則) 第1条 この会則は、九州ミロク会計人会の組織および運営に関し必要な事項を定める。
- (名 称) 第2条 本会は、九州ミロク会計人会と称する。
- (目 的) 第3条 本会は、ミロク・コンピュータ会計システムを導入している税理士及び公認会計士(以下会計人という)の、業務の進歩改善と、職域の拡大に努めるとともに、会員相互間の親睦を図ることを目的とする。
- (事 業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
 (1) (株)ミロク情報サービスとの連絡調整を果たすこと
 (2) 会計人のためのコンピュータシステムの開発
 (3) 会計人並びにその補助者に対する研修
 (4) コンピュータ会計システムの普及、広報
 (5) 会員に対する情報の提供と機関紙の発行
 (6) 会員のための業務改善に関する事業
 (7) 会員に対する福利厚生事業の実施
 (8) その他本会の目的を達成するため必要な事項
- (事 務 局) 第5条 本会の事務局は、福岡市に置く。
- (会員の資格) 第6条 本会の会員となる資格は、ミロク・コンピュータ会計システムを導入し、別表に定める区域に事務所をおく会計人とする。

第2章 入会及び退会並びに会員名簿

- (入 会) 第7条 本会に入会しようとする者は、本会の定める入会申込書を提出しなければならない。
- (退 会) 第8条 1. 本会を退会しようとする者は、本会の定める退会届を提出しなければならない。
 2. 死亡又は税理士及び公認会計士の資格を喪失した者。
- (会 員 名 簿) 第9条 1. 本会に会員名簿を備え、次の事項を記載する。
 (1) 会員の住所及び氏名
 (2) 事務所の名称及びその所在地
 (3) 前各号に掲げるもののほか、本会で定める事項
 2. 会員は、前項に規程する記載事項につき異動があったときは、遅滞なくその旨を本会に届出なければならない。

第3章 役員及び理事会

- (役 員) 第10条 本会に次の役員を置く。
 (1) 会 長 1名
 (2) 副会長 5名
 (3) 理 事 60名以内
 (4) 監 事 3名以内
- (役員の選任) 第11条 1. 役員の選任は、総会の議決による。
 2. 役員の選任に関し必要な事項は、本条で定めるもののほか、役員選任規程に定める。
- (会長及び副会長) 第12条 1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
 3. 会長、副会長及び監事が任期の中途において退任した場合には、すみやかに役員選任規程により選出し、総会の承認を得る。
- (理 事) 第13条 理事は、理事会の構成員として会務の運営にあたる。
- (監 事) 第14条 1. 監事は、会計を監査し、総会に報告する。
 2. 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- (役員の任期) 第15条 役員の任期は、就任後第2回目の定期総会終了のときまでとし再任を妨げない。ただし、補欠又は増員により就任した役員の任期は、他の役員の任期と同一とする。
- (役員の退任) 第16条 役員は、本会を退会したときは退任する。
- (理 事 会) 第17条 1. 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。
 2. 理事会は、この会則において理事会の議を要する事項と第4条に規定する事業を遂行するための必要な事項を決定する。
 3. 理事会は、会長が招集し、その議長となる。
- (顧 問) 第18条 1. 会長は、理事会の議を経て、顧問を委嘱することができる。
 2. 顧問の任期は、就任の日に在任している役員の任期と同一とする。

第4章 委員会及び地区会

- (委 員 会) 第19条 1. 本会に次の委員会を設け、会務の遂行を有効かつ適切に行う。
 (1) 総務委員会 (2) 研修委員会
 (3) 広報委員会 (4) システム開発委員会
 (5) 福利厚生委員会 (6) 財務委員会
 (7) 組織増強委員会 (8) 情報ネットワーク委員会
 2. 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
 3. 委員会の構成員は、会長が委嘱する。
 4. 委員会の運営に関しては別に定める。
- (地 区 会) 第20条 1. 本会に、本会と会員の連絡調整を図るため別表の区域ごとに地区会を設ける。
 2. 地区会は、本会の会則に準じて運営されるものとする。

第5章 総 会

- (総会の招集) 第21条 1. 会長は、毎年6月定期総会を招集する。ただし、理事会の議を経て、その時期を変更することができる。
 2. 会長は必要があると認めるときは、理事会の議を経て、臨時総会を招集することができる。
 3. 総会を招集するには、あらかじめその日時、場所及び議案を記載した書面により、会員にその通知をしなければならない。
- (議 長) 第22条 議長は、その総会において選任する。
- (議決の要件) 第23条 1. 総会の議決は、その出席した会員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 2. 総会において、会則の改正につき議決する場合は、その出席した会員の3分の2以上の同意を得なければならない。
- (委任による議決権) 第24条 総会に出席することができない会員は、他の会員に委任して、その議決権を行使することができる。
- (総会で決定すべき事項) 第25条 総会においては次の事項を決定する。
 (1) 事業報告及び決算に関する事項
 (2) 事業計画及び予算案に関する事項
 (3) 会則の改正に関する事項
 (4) 役員選任に関する事項
 (5) その他理事会において必要と認められた事項

第6章 会費、庶務及び会計

- (会 費) 年会費につきましては、単位会事務局にお問い合わせ下さいませよう、お願い申し上げます。
- (経 費) 第28条 本会の経費は、会費、その他の収入をもって支弁する。

第7章 雑 則

- (規 程) 第29条 理事会の議を経て、表彰規程、旅費規程、慶弔規程を別に定める。

附 則

この会則の変更は、平成18年7月4日から施行する。

ミロク会計人会連合会
九州ミロク会計人会

We are

Partners Guidance

Best Partners



入会のご案内